

保険料(税)の水準統一について

保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）

令和6年6月26日 厚生労働省保険局国民健康保険課

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ①保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

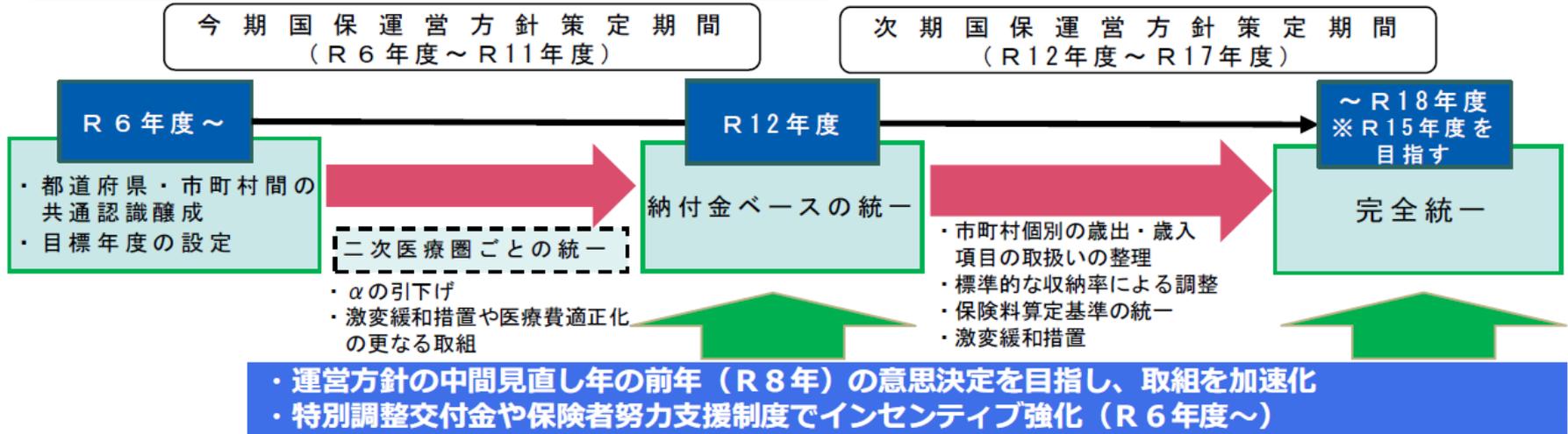
統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
- 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール



（医療・介護保険等の改革）

給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、**関連法案の提出も含め、各種医療保険制度における総合的な検討を進める。**

こうした改革を進めるに当たっては、審査支払機関による医療費適正化の取組強化、多剤重複投薬や重複検査等の適正化に向けた実効性ある仕組みの整備を図り、**国民健康保険制度**については、**都道府県内の保険料水準の統一を徹底**するとともに、**保険者機能の強化等**を進めるための取組を進め、人口動態や適用拡大による加入者の変化等を踏まえ、**医療費適正化**や**都道府県のガバナンス強化等**にも資するよう、**調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について検討**を行う。

（医療・介護サービスの提供体制等）

国民目線に立ったかかりつけ医機能が発揮される制度整備、地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の活用、救急医療体制の確保、持続可能なドクターヘリ運航の推進や、居住地によらず安全に分べんできる周産期医療の確保、**都道府県のガバナンスの強化¹⁸⁵**を図る。

185 改革工程において、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深めることなどが記載されている。

第3期岡山県国民健康保険運営方針(抜粋)

第3章 納付金及び標準保険料(税)の算定方法

第2節 保険料(税)水準の統一

本県の現状として、市町村間の医療費水準に差異があり、保険料(税)の算定方式も異なっていることなどから、直ちに保険料(税)水準を統一していくことは困難な状況と考えますが、将来的には、県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)とすることを目指していくこととし、ワーキンググループ等において、引き続き、統一に係る諸課題の整理やその解決に向けた検討を行います。

本県の取組状況(経過報告)

- ・国の保険料水準統一加速化プラン等の動きを受け、まずは「納付金ベースの統一」について、市町村と担当者レベルの勉強会やワーキンググループ等での意見交換を行い、目標年度や経過措置等を検討した。
- ・検討状況及び検討結果について、市長会、町村会で説明し、概ね理解が得られた。
- ・その内容は次ページのとおりであり、現在、最終合意に向けた調整を行っているところである。
- ・合意内容については、第3期岡山県国民健康保険運営方針の中間見直し(令和8年度実施)に盛り込む予定としている。

市町村と調整している主な内容

最終的には保険料(税)の完全統一を目指しつつ、まずはその前段階の「納付金ベースの統一」に、次のとおり取り組む。

- 納付金ベースの統一($\alpha = 0$)の目標年度を令和11年度とし、令和8年度の納付金算定から段階的に α を引き下げる。
※ α : 納付金算定で医療費水準をどの程度反映させるかを調整する指数
- 令和8年度から、医療費水準を基にした影響緩和措置(インセンティブ交付金)を創設する。
- 引き続き、県内における医療費水準の平準化を図るために、医療費適正化の取組を促進する。